

沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

沼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「が行う研修を修了した者」を「又は地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長  
が行う研修を修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員とし  
ての業務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日の属する年度の末  
日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

国の放課後児童健全育成事業実施要綱に倣い、放課後児童支援員に関する規定を改  
めるものである。